

平成22年度税制改正要望項目一覧

金融庁

- 1 ※金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置〔所得税〕
 - D (1) 金融所得課税の一体化の範囲の拡大
 - B (2) 特定口座の活用（外国株式の配当等に係る源泉徴収義務者の変更）

- P 2 少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化〔所得税〕

- 3 支払通知書に係る所要の整備〔所得税〕
 - B (1) 信託の受託者が受益者に交付する支払通知書の交付時期の見直し
 - D (2) みなし配当に係る支払通知書の交付方法の追加（年間一括方式）

- B 4 上場株式等の特定口座への預け入れに係る所要の税制措置〔所得税〕

- D 5 上場株式等の取得費の特例に関する所要の税制措置〔所得税〕

- C 6 ※上場会社等による自己株式の公開買付けに係るみなし配当課税に係る所要の税制措置〔所得税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- D 7 日本版預託証券 (Japanese Depositary Receipt : JDR) 等に係る所要の税制措置〔所得税〕
 - 8 ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現〔所得税〕
 - B (1) 生命保険料控除の改組
 - D (2) 個人年金保険料控除の対象に年金払積立傷害保険を追加
- D 9 生命保険料控除の対象契約の拡大 (少額短期保険業者と締結した保険契約の追加)〔所得税〕
- A 10 ※確定拠出年金に係る拠出制限の緩和〔所得税〕
- D 11 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ〔相続税〕
- D 12 ※取引相場のない株式を信託財産とする信託受益権に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例〔相続税、贈与税〕
- C 13 ※特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産等を取得した場合等の所有権の移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長〔登録免許税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- C 14 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条又は第6条第1項に基づき主務大臣の認定を受けた経営基盤強化計画により合併等の組織再編を実施する際、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第5条第1項又は第17条第1項に基づく決定、第9条第1項又は第19条第1項の承認に基づく資本注入に係る資本の増加等の際の登録免許税の軽減〔登録免許税〕

- B 15 預金保険法第102条第1項第1号に基づく資本注入にかかる資本金増加の際の登録免許税の軽減〔登録免許税〕

- B 16 ※非居住者等が受ける振替公社債利子等の非課税制度の充実〔所得税、法人税〕

- 17 ※民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化等〔所得税、法人税〕
 - C (1) 民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化
 - B (2) 国内金融機関等に係る源泉所得税の非課税化

- B 18 外国組合員に対する課税の特例に関する所要の措置〔所得税、法人税〕

- 19 外国子会社合算税制に係る二重課税排除措置の整備〔法人税〕

- D 20 火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置の恒久化又は延長〔法人税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- D 21 ※個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ〔法人税〕

- 22 ※グループ法人税制の整備等〔法人税〕

- D 23 ※特定目的会社の導管性要件である特定社債の国内50%超募集要件の見直し〔法人税〕

- D 24 信託受益権の質的分割（複層化）に係る税制上の所要の措置〔所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税〕

- B 25 資金決済に関する法律の施行に伴う税制上の所要の措置等〔所得税、消費税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。